

# 岐阜県公報

第二千九百八十七号  
平成三十年十月五日

(金曜日)

## 目次

### 告 示

保安林の解除をしようとする旨の通知  
道路の区域変更  
道路の供用開始  
(治 山 課) 六四一<sup>ハ</sup>  
(道路維持課) 六四一  
(同) 六四二

### 監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表  
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表  
(監 査 委 員) 六四三  
(同) 六四八

### 公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件  
土地改良事業計画の変更認可  
県営土地改良事業計画の決定  
公共測量の実施  
公共測量の終了  
落札者等に関する公示  
落札者等に関する公示  
落札者等に関する公示  
警備員指導教育責任者講習の実施  
(商業・金融課) 六四九  
(農地整備課) 六五二  
(同) 六五二  
(用 地 課) 六五三  
(同) 六五四  
(技術検査課) 六五五  
(水道企業課) 六五五  
(会 計 課) 六五五  
(生活安全総務課) 六五六

## 告 示

岐阜県告示第四百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

### 一 解除予定保安林の所在場所

中津川市神坂字寺向一三七八の七(次の図に示す部分に限る。)、一三七八の九、字寺洞二〇四五の六・二〇四五の八・二〇四五の九(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十月五日から二週間岐阜県土整備部道路維持課

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる  
ときは翌日

平成三十年十月五日

及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古田 肇

一般国道		道路の種類	
号四百十七		路線名	
揖斐郡揖斐川町鶴見字北平一六四〇番五地先から同郡同町同字下貝戸一六二六番一地先まで		区間	
後	前	別前後	区域変更
一六・六 二五・九	九・六 一八・五	ル(メイト)	敷地の幅員
二〇〇・一	二〇〇・一	ル(メイト)	延長
備考			

岐阜県告示第四百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古田 肇

一般国道		道路の種類	
号四百十七		路線名	
同郡同町同字鬼姫生向一六八二番一地先		区間	
後	前	別前後	区域変更
三・五 三六・六	三・五 三六・一	ル(メイト)	敷地の幅員
三三六・八	三三六・八	ル(メイト)	延長
備考			

岐阜県告示第四百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古田 肇

県道		道路の種類	
本山東線		路線名	
同郡同町同字河原一七六三番三地先から揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬字外		区間	
後	前	別前後	区域変更
一七・二	一七・二	ル(メイト)	敷地の幅員
平成三〇・五	平成三〇・五	ル(メイト)	延長
平成二・三・五	平成二・三・五	ル(メイト)	備考

岐阜県告示第四百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		道路の種類	
路線名		路線名	
区間		区間	
後	前	別前後	区域変更
ル(メイト)	ル(メイト)	ル(メイト)	敷地の幅員
の期日	の期日	の期日	の期日
平成三〇・五	平成三〇・五	平成三〇・五	平成三〇・五
備考	備考	備考	備考

県道	加茂郡坂祝町黒岩字村前四〇	一六〇〇	平成 三〇・〇・五	平成 三六・八・八
坂富 祝加 線	六番一〇地先から 同郡同町同字同 六番八地先まで			

### 監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成三十年八月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成三十年十月五日

岐阜県監査委員	山本勝敏
岐阜県監査委員	太田維久
岐阜県監査委員	山本泉
岐阜県監査委員	藤本良
岐阜県監査委員	杉山祐子

#### 第1 監査実施機関数

知事直轄 総務部 清流の国推進部 危機管理部 環境生活部 健康福祉部 商工労働部 農政部 林政部 県土整備部 都市建設部 県事務所 教育委員会 警察本部 その他 合計	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項	
	—	—	—	—	—	—
	8	1	0	1	0	0
	3	0	0	0	0	0
	1	0	0	1	0	1
	8	1	1	4	2	0
	17	1	2	4	1	2
	20	2	3	6	2	4
	1	0	1	0	1	0
	—	—	—	—	—	—
	8	0	1	2	0	1
	7	0	1	1	0	1
	—	—	—	—	—	—
	20	2	5	8	2	6
	—	—	—	—	—	—
	4	1	0	1	1	0
	97	8	14	29	9	17

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
  - ・指導事項 是正又は改善を求める事項
  - ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。  
「—」は、監査未実施を示す。

#### 第2 監査結果

監査の結果、20機関において、9件の指摘事項及び17件の指導事項が認められたので、対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。また、3機関において、3件の検討事項が認められたので、対象機関に対し必要な検討などの措置を講ずるよう求めた。

##### 1 総務部（8機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
法務・情報公開課	平成30年8月29日	行政管理課	平成30年8月29日
職員厚生課	平成30年8月29日	税務課	平成30年8月28日
管財課	平成30年8月28日	県庁舎建設課	平成30年8月29日
情報企画課	平成30年8月29日	総務事務センター	平成30年8月29日

【監査の結果】  
次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
管財課	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として103,900円の費用負担が発生し、また、修繕料1810円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

2 清流の国推進部 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
清流の国づくり政策課	平成30年8月9日	地域振興課	平成30年8月3日
ねんりんピンク推進事務局	平成30年8月29日		

【監査の結果】  
特に指摘及び指導する事項はなかった。

3 危機管理部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
消防学校	平成30年8月29日

【監査の結果】  
次のとおり検討を求める事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
消防学校	検討事項	時間外勤務について、時間外勤務時間数は減少傾向にあるものの、労働基準法第36条に基づく「時間外労働・休日労働協定」に定められた「延長することができる時間」を超えた時間外勤務が見受けられたので、同法及び同協定を踏まえて時間外勤務削減の取組を一層加速されたい。

4 環境生活部 (8機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
環境生活政策課	平成30年8月9日	県民生活課	平成30年8月7日
私学振興・青少年課	平成30年8月7日	人権施策推進課	平成30年8月29日
統計課	平成30年8月29日	岐阜地域環境室	平成30年8月29日
博物館	平成30年8月29日	文化財保護センター	平成30年8月29日

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
博物館	指摘事項	博物館入館料(使用料)に係る収入事務において、入館券の発売を含む受付札案内業務の委託契約を私人と締結し、入館料の現金収納や当該収納金の保管をさせるなど、私人に公金を取り扱わせているが、次の手続が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 私人に収入事務を委託した旨について、地方自治法施行令第158条に基づく告示及び公表がされていなかった。 2 私人への収入事務の委託にあたり、岐阜県会計規則取扱要領に定める出納管理課長への合議がされていなかった。 3 私人が収納した現金を出納員が受領した際に、私人に対して領収証書を交付していなかった。 公務中の1件の交通事故について、修繕料143,424円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
文化財保護センター	指摘事項	貸付物品に係る物品管理事務において、貸付先から保管証明を徴収していなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	SDカードの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員がSDカードを利用していったものがあつたため、今後は適正に処理されたい。

5 健康福祉部 (17機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
健康福祉政策課	平成30年8月27日	医療整備課	平成30年8月6日
国民健康保険課	平成30年8月8日	医療福祉連携推進課	平成30年8月10日
保健医療課	平成30年8月6日	生活衛生課	平成30年8月24日
乗務水道課	平成30年8月29日	地域福祉課	平成30年8月7日
高齢福祉課	平成30年8月7日	障害福祉課	平成30年8月8日
女性の活躍推進課	平成30年8月23日	子育て支援課	平成30年8月23日
子ども家庭課	平成30年8月23日	関係課	平成30年8月29日
関係課	平成30年8月29日	可成保健所	平成30年8月29日
保健環境研究所	平成30年8月29日		

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
医療福祉連携推進課	指摘事項	物品の管理事務において、備用用プロンプトなどで、4件(取得価格計1,674,105円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
保健医療課	指導事項	肝疾患診療地域連携体制強化事業の委託に係る検査事務において、検査調書を作成すべきところ、委託事業完了届の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することによって代えていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
可成保健所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料83,160円が支払われていたため、職員の見舞金等について一層の徹底を図られたい。

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機関名	区分	内容
高齢福祉課	検討事項	老人福祉施設等整備費補助金について、社会福祉法人等が行う老人福祉施設の整備に要する経費に対し予算の範囲内で補助を行っており、施設入所待機者の解消を目標に掲げ事業を実施している。 予算要求時に行った事業評価では、高齢者の増加等により事業の必要性は高いとしているものの、施設ごとの入所待機者数については、真に入所が必要な待機者の把握が困難として事業の達成度を示す指標として設定しては設定していなかった。 そこで、把握可能なものとして、補助事業により整備した施設への入所者数を確認したところ、平成28年度補助事業については把握していたものの、従前より補助年度以降の入所者数を把握する仕組みとなつていなかったことから、入所者数の把握を行うなどして事業効果の確認や事業の改善に活用するよう検討されたい。

6 商工労働部 (20機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
商工政策課	平成30年8月29日	商業・金融課	平成30年8月2日
労働雇用課	平成30年8月22日	産業人材課	平成30年8月22日
企業誘致課	平成30年8月2日	産業技術課	平成30年8月6日
新産業・エネルギー振興課	平成30年8月24日	航空宇宙産業課	平成30年8月24日
地域産業課	平成30年8月6日	岐阜地域産業労働室	平成30年8月29日
観光企画課	平成30年8月22日	関ヶ原古戦場整備推進課	平成30年8月22日
海外戦略推進課	平成30年8月10日	国際交流課	平成30年8月10日
国際たくみアカデミー	平成30年8月29日	工業技術研究所	平成30年8月29日
産業技術センター	平成30年8月29日	情報技術研究所	平成30年8月29日
セラミックス研究所	平成30年8月29日	旅券センター	平成30年8月29日

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機関名	区分	内容
産業技術課	指導事項	郵便切手の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 出納を行った際に、消耗品出納簿に記載していないものがあつた。 2 購入により取得した郵便切手を直ちに消費した際に、消耗品出納簿の出納員印欄に押印されていないものがあつた。 特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載しなければならぬが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
地域産業課	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務等において、週休日に勤務命令により勤務し、別の勤務日に週休日の振替を行った際に、一度振替により週休日とした日に勤務を命ずる必要が生じた場合には、週休日に勤務したとして時間外勤務手当を支給すべきところ、振替を取り消したとして時

		間外勤務手当を修正して支給していたことにより、2件14,898円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
国際交流課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料19,948円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
工業技術研究所	指導事項	USBメモリの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ対策管理者の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを利用していただけのものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
産業技術センター	指導事項	県が特別徴収を行った非常勤職員等5名の個人住民税の支出事務において、納期限までの支払を遅延したことにより、督促手数料4件400円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。

7 農政部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
検査監督課	平成30年8月29日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があつた。

機関名	区分	内容
検査監督課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料97,092円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

8 県土整備部 (8機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
建設政策課	平成30年8月27日	用地課	平成30年8月29日
技術検査課	平成30年8月29日	道路建設課	平成30年8月22日
道路維持課	平成30年8月24日	河川課	平成30年8月23日
砂防課	平成30年8月10日	尾川管理事務所	平成30年8月23日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があつた。

機関名	区分	内容
河川課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,600円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機関名	区分	内容
河川課	検討事項	水質事故対応のための実践的なマニュアル等を作成するとして、既存の「県土整備部水質事故対策要領」(以下「要領」という。)を基にした「水質事故発生時の対応フロー」(以下「フロー」という。)を作成し、平成30年4月6日付けで各土木事務所長に通知している。この取組は、「岐阜県事務事業師団シロジュエクト」の一環でもあり、結果として水質事故対応の業務の流れが簡潔に整理され、水質事故対応の実務にあたる職員にとっては、その業務の全体像を理解しやすくなったと考えられる。 しかし、このフローは、既存の要領を基にして作成されているため、要領を補完するものではない。また、水質事故対応の現場でどのようなマニュアルが必要とされているかといった調査を踏まえて作成されたものではなく、実務における具体的な手法や手順なども記載されていない。 これらのことから、実践的なマニュアル等の作成については改善の余地があるので、実際に水質事故対応にあたる職員の知見なども踏まえ、どのようなマニュアルが現場で必要とされているかを十分に調査して、より一層、実践的なマニュアル等を整備して実務に活用されるよう検討されたい。

9 都市建設部 (7機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
都市政策課	平成30年8月9日	都市整備課	平成30年8月3日
下水道課	平成30年8月29日	建築指導課	平成30年8月29日
公共建築課	平成30年8月29日	住宅課	平成30年8月3日
水資源課	平成30年8月29日		

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があつた。

機関名	区分	内容
下水道課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料86,292円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

10 教育委員会 (20機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
教育総務課	平成30年8月9日	教職員課	平成30年8月2日
学校安全課	平成30年8月2日	岐阜商業高等学校	平成30年8月29日
岐阜工業高等学校	平成30年8月29日	各務原西高等学校	平成30年8月29日
岐阜農林高等学校	平成30年8月29日	大垣工業高等学校	平成30年8月29日
海津明誠高等学校	平成30年8月29日	八百津高等学校	平成30年8月29日
東濃実業高等学校	平成30年8月29日	瑞浪高等学校	平成30年8月29日
土岐商業高等学校	平成30年8月29日	中津川工業高等学校	平成30年8月29日
妻太高等学校	平成30年8月29日	飛騨神岡高等学校	平成30年8月29日
東濃フロンティア高等学校	平成30年8月29日	岐阜盲学校	平成30年8月29日
東濃特別支援学校	平成30年8月29日	飛騨吉城特別支援学校	平成30年8月29日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容	
		指摘事項	指導事項
教職員課	指摘事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,600円が支払われていたため、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねば。	
	指導事項	USBメモリの管理事務において、廃棄の際に情報セキュリティ取扱管理者の確認を受けていないものがあったため、今後は適正に処理されたい。	
岐阜商業高等学校	指摘事項	物品の管理事務において、平成28年度の定期監査で現物実査の現物と物品一覧表との不適合について指摘を受けたことを踏まえて不適合の原因調査を行っていたが、平成29年度の現物実査においても原因の究明に至っていない物品が48件(取得価額計5,386,468円)あったため、原因を究明し速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料104,976円が支払われていたため、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねば。	
各務原西高等学校	指摘事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料30,780円が支払われていたため、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねば。	
	指導事項		

機関名	区分	内容
岐阜農林高等学校	指摘事項	物品の管理事務において、平成29年度の現物実査で現物と物品一覧表との突合ができない物品が13件(取得価額計15,326,692円)あり、調査を継続しているものの、なお突合できない物品が7件(取得価額計857,675円)あったため、原因を究明し速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	校舎の屋上から落雪があったことにより職員の車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として247,514円の費用負担が発生していたため、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

11 その他 (4機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
出納事務局	平成30年8月29日	議会事務局	平成30年8月29日
人事委員会事務局	平成30年8月29日	労働委員会事務局	平成30年8月29日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機関名	区分	内容
議会事務局	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,233円が過払となっていた。 2 1週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件3,019円が過払となっていた。

岐阜県監査委員告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十年十月五日

岐阜県監査委員 山 本 勝 敏  
 岐阜県監査委員 太 田 維 久  
 岐阜県監査委員 山 本 泉  
 岐阜県監査委員 藤 本 良 子  
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

1 平成29年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分	監査結果		措置済		今回措置を講じたもの*		未措置	
	A	B	C	A-B-C	A	B	C	A-B-C
指 導 事 項	出資・出捐団体	2	2	0	0	0	0	0
	補助金等交付団体	0	—	—	—	—	—	—
	指 定 管 理 者	0	—	—	—	—	—	—
計	2	2	0	0	0	0	0	
指 導 事 項	出資・出捐団体	5	3	2	0	0	0	
	補助金等交付団体	3	3	0	0	0	0	
	指 定 管 理 者	4	3	0	0	0	0	
計	12	9	2	1	1	1		
検 討 事 項	出資・出捐団体	1	1	0	0	0	0	
	補助金等交付団体	0	—	—	—	—	—	
	指 定 管 理 者	0	—	—	—	—	—	
計	1	1	0	0	0	0		
指 導 事 項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	—	
	補助金等交付団体	1	1	0	0	0	0	
	指 定 管 理 者	0	—	—	—	—	—	
計	1	1	0	0	0	0		
指 導 事 項	出資・出捐団体	1	0	0	0	0	0	
	補助金等交付団体	2	2	0	0	0	0	
	指 定 管 理 者	2	2	0	0	0	0	
計	5	4	0	0	0	0		
検 討 事 項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	—	
	補助金等交付団体	0	—	—	—	—	—	
	指 定 管 理 者	0	—	—	—	—	—	
計	0	—	—	—	—	—		
合 計	21	17	2	2	2	2		

※「今回措置を講じたもの」については、平成30年9月3日に知事から通知があったもの  
 (注) 監査結果の区分については、次のとおり。  
 ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの  
 ・指導事項：是正又は改善を求める事項  
 ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置  
(1) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置  
出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
文化創造課 健康福祉 政策課	公益財団法人岐阜県教育 文化財団	平成28年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 貸借対照表及び正味財産増減計算書について、がん征正基金の取崩しに関連して生じた正味財産の状況及び正味財産増減の状況を正しく表示していなかった。 2 財務諸表に対する注記について、がん征正基金積立預金に関する一般正味財産から指定正味財産への振替を表示すべきところ、表示していなかった。 3 正味財産増減計算書内訳表について、収益事業等から生じた利益の一部は公益目的の事業を行うため使用し、又は処分しなければならぬものとして、公益目的の事業へ振り替えるべきところ、振り替えていなかった。	指導事項については、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 1 平成29年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書に、平成28年度のがん征正基金の取崩しに関連して生じた正味財産の状況及び正味財産増減の状況を正しく修正を行った。 2 平成29年度の財務諸表に対する注記に、平成28年度分として、がん征正基金積立預金に関する一般正味財産から指定正味財産への振替額の内容を記載した。 3 平成29年度の正味財産増減計算書内訳表に、他会計振替額として、平成28年度の収益事業からの振替額を計上して修正を行った。 今後は、記載内容の不備、漏れ等が無いよう、事務局内での複数職員の確認及び会計事務所によるチェックを厳格に行い、公益法人会計基準に準拠した財務諸表の作成に努める。
地域産業課	一般財団法人飛騨地域 地場産業振興センター	平成28年度の財務諸表等作成において、次のとおり正確に作成されていない事例が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 財務諸表に対する注記に、増減額、残高及び財源等の内訳が記載されていない基本財産があったほか、補助金の名称の一部記載誤りがあった。 2 財産目録に記載された建物の記載内容に誤りがあった。	指導事項について、当該法人から以下のとおり適正に処理したとの報告を受け、確認した。 1 平成29年度会計決算報告書の「財務諸表に対する注記」の基本財産の建物について、増減額、残高及び財源等の内訳を記載した。また、補助金名称について、適正に記載した。 2 平成29年度会計決算報告書の「財産目録」の建物については、当財団の定款の表記に合わせ、適正に記載した。

今後は、記載内容の不備、漏れ等が無いよう、複数体制での確認及び財団監事による厳格なチェックにより、公益法人会計基準に準拠した財務諸表の作成に努める。

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年十月五日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融融及び東濃県事務所において縦覧に供する。  
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日  
平成三十年九月二十六日
- 二 届出者の氏名又は名称  
NEXCO中日本開発株式会社  
株式会社オークワ
- 三 建物の名称及び所在地  
テラスゲート土岐
- 四 変更した事項  
土岐市土岐ヶ丘四丁目五番三 外

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

- (変更前) NEXCO 中日本開発株式会社 代表取締役 小山 徹
- (変更後) NEXCO 中日本開発株式会社 代表取締役 布目 弘司
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
- (変更前) NEXCO 中日本開発株式会社 代表取締役 小山 徹
- (変更後) NEXCO 中日本開発株式会社 代表取締役 布目 弘司

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年十月五日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年九月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トミダヤ

三 建物の名称及び所在地

トミダヤ養老店

養老郡養老町石畑字石田一六八 一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び住所

(変更前) フードセンタートミダヤ養老店

養老郡養老町石畑字石田一六八 一 外

(変更後) トミダヤ養老店

養老郡養老町石畑字石田一六八 一 外  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社フードセンター 富田屋 代表取締役 大平 克郎 外二者

大垣市伝馬町三三番地

(変更後) 株式会社トミダヤ 代表取締役 石田 慎治 外二者

瑞穂市田之上一六八

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年十月五日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年九月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

日電精密工業株式会社

三 建物の名称及び所在地

神戸ショッピングセンター

安八郡神戸町西浦一七三四 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

(変更前) 株式会社トミダヤ 代表取締役 芋縄 隆史 外四者

瑞穂市田之上168

(変更後) 株式会社トミダヤ 代表取締役 石田 慎治 外四者

瑞穂市田之上168

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年十月五日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十年九月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トミダヤ

三 建物の名称及び所在地

トミダヤ結店

安八郡安八町東結芝原北1100 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社トミダヤ 代表取締役 芋縄 隆史

瑞穂市田之上168

(変更後) 株式会社トミダヤ 代表取締役 石田 慎治

瑞穂市田之上168

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社トミダヤ 代表取締役 芋縄 隆史

瑞穂市田之上168

(変更後) 株式会社トミダヤ 代表取締役 石田 慎治

瑞穂市田之上168

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年十月五日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び揖斐県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十年九月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トミダヤ

三 建物の名称及び所在地

トミダヤ大野店

揖斐郡大野町大字黒野字大堀1250 一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

の氏名

(変更前) 株式会社トミダヤ 代表取締役 芋縄 隆史

瑞穂市田之上 一六八

(変更後) 株式会社トミダヤ 代表取締役 石田 慎治

瑞穂市田之上 一六八

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社トミダヤ 代表取締役 芋縄 隆史 外一者

瑞穂市田之上 一六八

(変更後) 株式会社トミダヤ 代表取締役 石田 慎治 外一者

瑞穂市田之上 一六八

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年十月五日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び揖斐県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年九月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤナゲン

三 建物の名称及び所在地

トミダヤ池田店

四 揖斐郡池田町池野字下田山道下四一五番一 外  
変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社トミダヤ 代表取締役 芋縄 隆史

瑞穂市田之上 一六八

(変更後) 株式会社トミダヤ 代表取締役 石田 慎治

瑞穂市田之上 一六八

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	認可年月日
多芸東部土地改良区	多芸東部地区	平成三〇・九・二八

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間

岩村・山岡地区

恵那市役所

平成三〇・一〇・五から  
一一〇・五まで

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業期間

平成三十年七月十二日から  
同 年九月二十八日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、関市、美濃市、羽島市、瑞穂市、海津市、安八郡輪之内町及び安八町

八町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業期間

平成三十年七月十二日から  
同 年九月二十八日まで

四 作業地域

羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、海津市、羽島郡笠松町、加茂郡坂祝町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業期間

平成三十年七月十二日から  
同 年九月二十八日まで

四 作業地域

大垣市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町、安八町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町

輪之内町、安八町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十年七月二十日から  
平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

加茂郡七宗町及び白川町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十年七月二十日から  
平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

加茂郡七宗町及び白川町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により関ヶ原町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

公共測量（基準点測量）

三 作業期間  
平成三十年七月九日から  
同 年八月二十日まで

四 作業地域

不破郡垂井町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十年七月十七日から  
同 年八月十日まで

四 作業地域

可児市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により関ヶ原町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>一 作業機関 関ヶ原町</p> <p>二 作業種類 公共測量（道路台帳図作成）</p> <p>三 作業期間 平成三十年六月十八日から 同 年九月二十日まで</p> <p>四 作業地域 不破郡関ヶ原町</p> <p>落札者等に関する公示 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 平成三十年十月五日 岐阜県民事 田 嶽</p>	<p>落札者等に関する公示</p> <p>岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 平成三十年十月五日 岐阜県民事 田 嶽</p> <p>一 業務の名称及び数量 岐阜県公営企業財務会計システムの構築及び運用保守業務 一式</p> <p>二 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>三 入札公告を行った日 平成30年8月7日</p> <p>四 落札者を決定した日 平成30年9月20日</p> <p>五 落札者の住所及び氏名 岐阜市柳津町流通センター丁田8番地4 株式会社インフォアーム 代表取締役 辻 博文</p> <p>六 落札金額 28,404,000円</p> <p>七 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県都市建設部水道企業課 (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号</p> <p>落札者等に関する公示 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 平成三十年十月五日 岐阜県民事 田 嶽</p>
<p>一 特定役務の名称及び数量 土木関連業務用インターネット仮想端末システムの構築及び運用保守業務 一式</p> <p>二 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>三 入札公告を行った日 平成30年7月31日</p> <p>四 落札者を決定した日 平成30年9月10日</p> <p>五 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦1 11 11 名古屋インターネット12階 ネットワンステムズ株式会社 中部支社 支社長 中村 淳一</p> <p>六 落札金額 67,981,680円</p> <p>七 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県土木整備部技術検査課 (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号</p>	<p>一 特定役務の名称及び数量 警察WANシステムサーバ機器の更新（賃貸借）及び保守業務 一式</p> <p>二 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>三 入札公告を行った日 平成30年7月18日</p>

- 4 落札者を決定した日 平成30年 8 月29日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番3号  
富士通り一又株式会社中部支店  
支店長 相良 長典
- 6 落札金額 69,141,600円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務課企画課契約係  
(2) 所 在 地 岐阜市飯田西二丁目1番1号

警備員指導教育責任者講習の実施

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第一條の規定により公示する。

平成三十年十月五日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

一 実施する講習の区分、実施期間、定員及び手数料

区 分	実施期間	定 員	手 数 料
法第二條第一項第四号に規定する警備業務に係る警備員指導教育責任者資格者証の新規取得講習（以下「四号新規取得講習」という。）	平成三十年十一月五日（月）から十一月九日（金）までの五日間	一〇人	三四、〇〇〇円
法第二條第一項第四号に規定する警備業務に係る警備員指導教育責任者資格者証の追加取得講習（以下「四号追加取得講習」という。）	平成三十年十一月八日（木）及び十一月九日（金）の二日間	二〇人	一〇、〇〇〇円

二 講習時間

午前九時から午後五時まで。ただし、講習最終日においては、修了審査が終了するまでとする。

三 講習場所

岐阜市茜部中島三丁目二〇番地 一般社団法人岐阜県警備業協会 電話（〇五八）二七六〇七七八

四 受講対象者（受講資格）

受講申込みを行う日において、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める者

1 四号新規取得講習

最近五年間に法第二條第一項第四号に規定する警備業務の区分（以下「四号区分」という。）に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 四号追加取得講習

受講申込みを行う日において、四号区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、最近五年間に四号区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上であるもの

五 講習申込手続

1 事前予約

講習の受講を希望する場合は、次により講習の事前予約を行うこと。

(一) 期間

平成三十年十月十六日（火）及び十月十七日（水）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）。ただし、事前予約の受付期間中であつても、定員に達したときは、受付を締め切る。

(二) 方法

岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課（予約専用電話〇九〇 一四七七 八二六二）へ電話の上、受講希望の申出を行うこと（予約専用電話以外での予約は受け付けない。）。

2 受講申込み

1 により予約番号を取得した受講希望者は、六の提出書類を持参の上、次により

受講の申込みを行うこと（郵送又は代理人による申込みは受け付けない。）。

(一) 期間

平成三十年十月十八日（木）から十月二十六日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(二) 場所

岐阜県内の各警察署生活安全課

(三) 留意事項

事前予約後、受付期間内に受講の申込みがない場合又は受講資格の要件を満たしていないことが判明した場合は、受講を認めない。

六 提出書類

1 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号。以下「受講申込書」という。）一通

受講申込書には、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景及び縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚を貼付すること。

2 四の受講対象者に該当することを疎明する書面

(一) 四号新規取得講習を受講する者

最近五年間に四号区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上であることを疎明する書面（四号区分の警備業務を行う警備業者等が作成したものに限る。）及び履歴書

(二) 四号追加取得講習を受講する者

(1) 資格者証又は講習修了証明書の写し

(2) 最近五年間に四号区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上であることを疎明する書面（四号区分の警備業務を行う警備業者等が作成したものに限る。）及び履歴書

七 手数料の納付方法

受講申込みの際、岐阜県収入証紙により納付（各警察署に備付けの納付書に貼付）をすること。

八 その他

1 携行品及び集合時間

筆記具（鉛筆、消しゴム）を携行し、講習初日の講習開始十五分前までに集合す

ること。

2 講習修了証明書の交付

修了審査に合格した者に対しては、講習修了証明書を交付する。

3 委託先

本講習は、岐阜市茜部中島三丁目二〇番地所在の一般社団法人岐阜県警備業協会に委託して実施する。

4 講習に関する問合せ先

岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課 電話（〇五八）二七一 二四二四  
内線三 二二六

平成三十年十月五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社